



公立病院改革について

総務省 自治財政局地域企業経営企画室

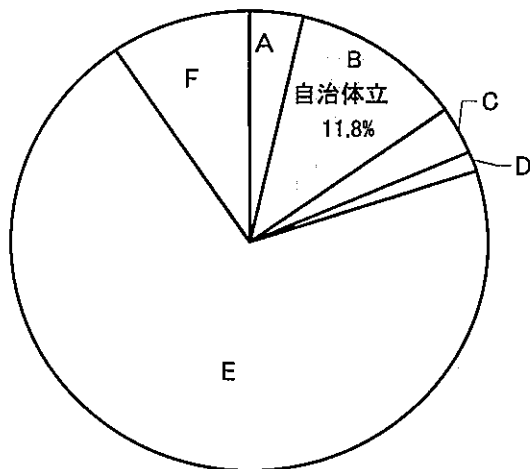
— 平成19年7月23日 —

I 病院事業

1. 自治体病院の現状

①全国の病院に占める自治体病院の割合

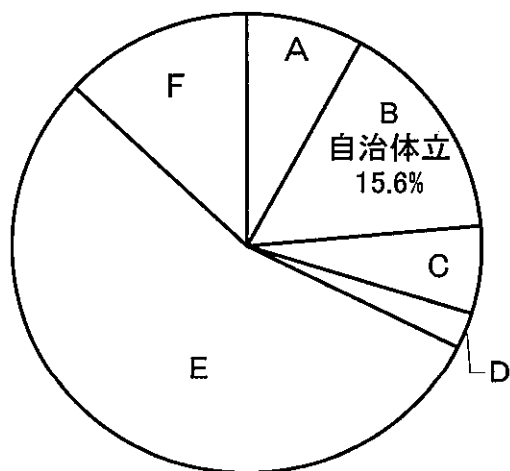
病院数



(単位：病院)

A-国立	294	(3.3%)
B-自治体立	1,060	(11.8%)
C-公的	302	(3.3%)
D-社会保険関係	129	(1.4%)
E-医療法人・個人	6,372	(70.6%)
F-その他	869	(9.6%)
合計	9,026	(100.0%)

病床数



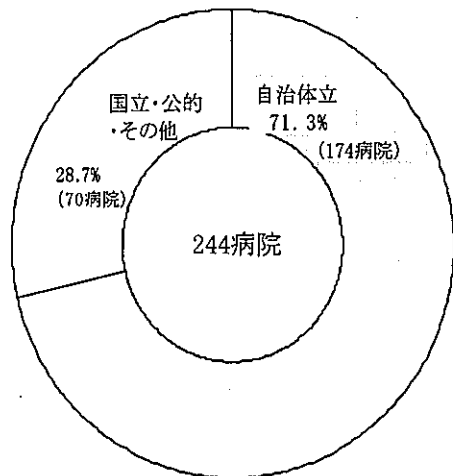
(単位：床)

A-国立	125,295	(7.7%)
B-自治体立	250,817	(15.4%)
C-公的	100,437	(6.1%)
D-社会保険関係	37,525	(2.3%)
E-医療法人・個人	901,196	(55.2%)
F-その他	216,203	(13.3%)
合計	1,631,473	(100.0%)

厚生労働省 医療施設調査
(平成17年10月1日現在)

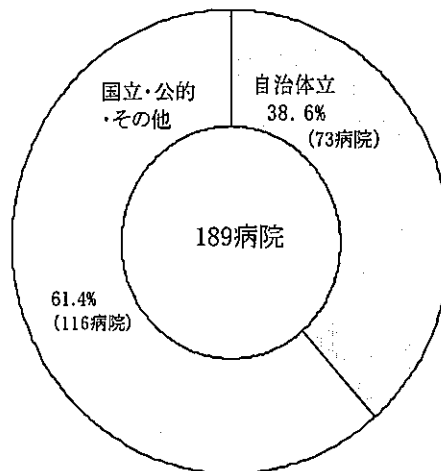
② 自治体病院の役割 自治体病院の占める割合

へき地医療拠点病院



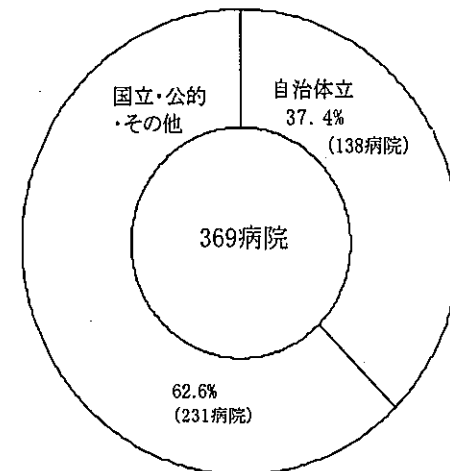
(平成17年度3月31日現在)

救命救急センター



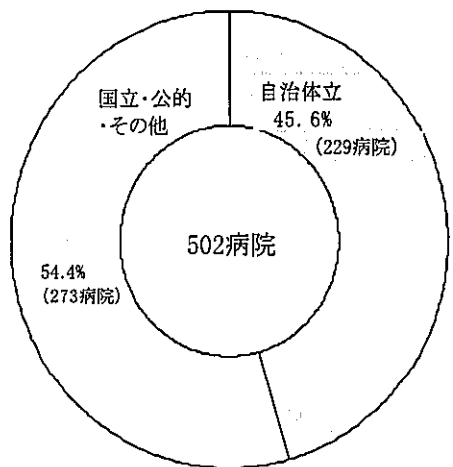
(平成18年2月1日現在)

エイズ治療拠点病院



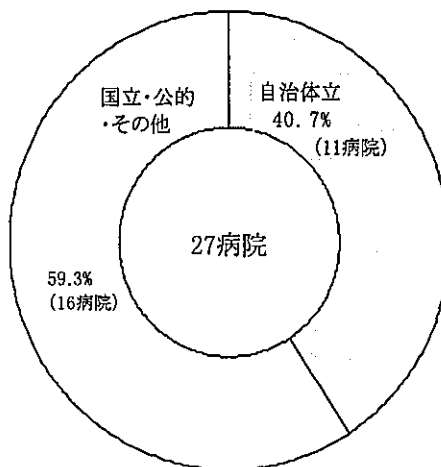
(平成16年4月1日現在)

地域災害医療センター



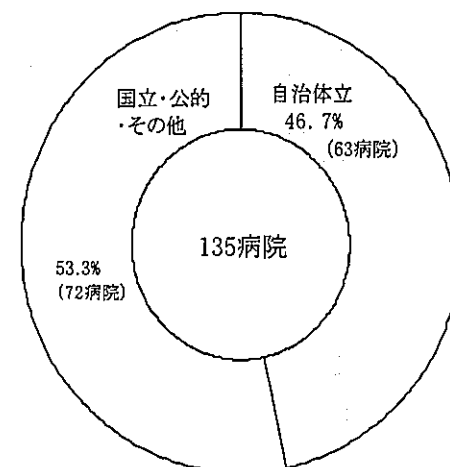
(平成18年2月1日現在)

小児救急医療拠点病院



(平成17年4月1日現在)

地域がん診療拠点病院



(平成17年1月17日現在)

(全国自治体病院開設者協議会 平成18年度定時総会資料)

③ 病院事業に対する繰出基準

※ 繰出基準については、地方公営企業法第17条の2、地方公営企業法施行令第8条の5及び同施行令附則第14項に定められているところであり、それを受けて下記の経費が地方財政計画に計上されている。

(1) 建設改良に要する経費

〔 病院の建設改良に要するために起こした病院事業債の元利償還金については、その2分の1(ただし、平成14年度までに着手した事業に係る企業債元利償還金にあつては3分の2)を基準として一般会計から繰り出すことができることとされている。 〕

(2) へき地医療の確保に要する経費

(3) 救急医療に要する経費

(4) 附属診療所の運営に要する経費

(5) 結核病院・精神病院の運営に要する経費

(6) 高度医療等に要する経費

(7) 附属看護師養成所経費

(8) 院内保育所運営経費

(9) 保健衛生活動経費

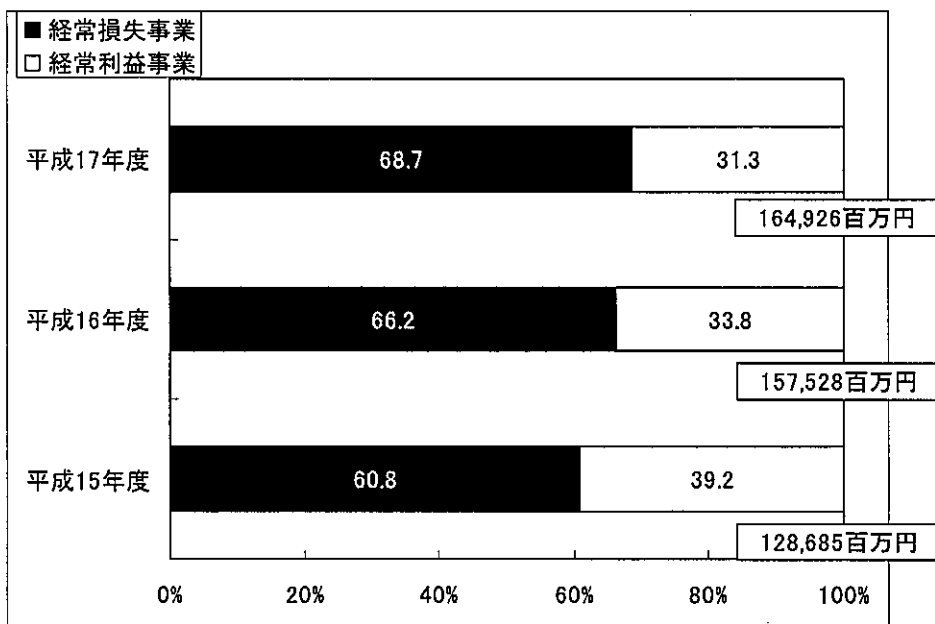
(10) 経営基盤強化対策に要する経費

〔 ① 不採算地区病院の運営に要する経費
② 経営健全化対策に要する経費
③ 再編・ネットワーク化等に要する経費 等 〕

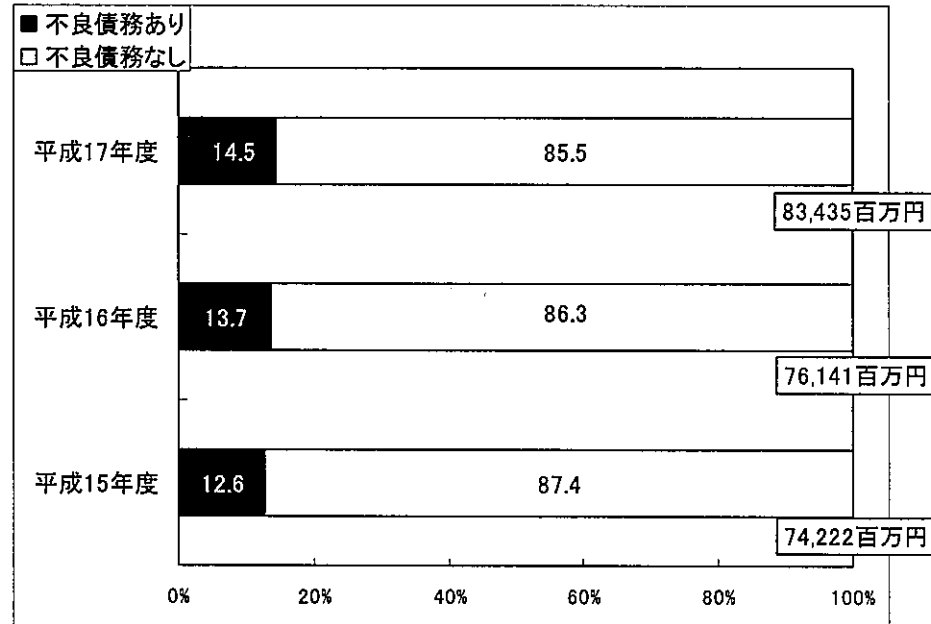
自治体病院の経営状況

決算の状況(H17年度)

全事業数に占める経常損失・経常利益事業数の割合と経常損失額



全事業数に占める不良債務発生事業数の割合と不良債務額



自治体病院損益収支の状況

(単位：百万円、%)

項目	年度		13	14	15	16	17	(B)-(A)
						(A)	(B)	(A)
総収益			4,241,153	4,184,842	4,197,827	4,158,647	4,154,431	△0.1
經常収益			4,228,880	4,166,835	4,184,269	4,128,078	4,136,397	0.2
うち	医療	業収益	3,699,641	3,643,981	3,666,764	3,625,550	3,640,988	0.4
うち		うち料金収入	3,491,048	3,432,193	3,453,417	3,414,607	3,429,384	0.4
うち		国庫(県)補助金	14,303	14,446	14,946	17,693	17,113	△3.3
うち		他会計繰入金	556,793	553,378	545,132	523,459	516,654	△1.3
特別利益			12,274	18,007	13,558	30,569	18,034	△41.0
総費用			4,303,825	4,311,209	4,299,112	4,284,717	4,302,055	0.4
經常費用			4,292,003	4,288,874	4,277,475	4,259,802	4,279,443	0.5
うち	医療	業費用	4,040,222	4,037,232	4,028,262	4,012,801	4,031,933	0.5
うち		うち職員給与	2,045,905	2,034,004	2,015,509	2,002,963	1,990,116	△0.6
うち		減価償却費	257,975	262,787	274,103	273,751	277,705	1.4
うち		支払利息	132,278	130,391	126,945	123,236	121,011	△1.8
特別損失			11,822	22,336	21,636	24,916	22,612	△9.2
經常損益			△63,123	△122,038	△93,206	△131,724	△143,045	-
經常利益	事業別	別	(389) 40,585	(278) 25,855	(295) 35,478	(246) 25,804	(211) 21,881	△15.2
經常損失		別	[498] 49,680	[356] 32,502	[389] 45,962	[346] 39,271	[339] 37,050	△5.7
特別損益	事業別	別	(365) 103,708	(483) 147,893	(457) 128,685	(482) 157,528	(463) 164,926	4.7
特別損失		別	[494] 112,803	[644] 154,541	[611] 139,168	[653] 170,995	[643] 180,096	5.3
純損益			452	△4,329	△8,078	5,653	△4,578	-
純損失			△62,672	△126,367	△101,285	△126,071	<u>△147,623</u>	-
事業別	事業別	別	(389) 39,267	(287) 25,233	(302) 34,780	(256) 31,881	(226) 24,561	△23.0
病院別		別	[498] 49,193	[365] 32,528	[393] 44,276	[364] 46,340	[356] 38,875	△16.1
事業別	事業別	別	(365) 101,938	(474) 151,601	(450) 136,065	(472) 157,952	(448) 172,184	9.0
病院別		別	[494] 111,865	[635] 158,895	[607] 145,561	[635] 172,411	[626] 186,499	8.2
累積欠損			(537) 1,388,212	(561) 1,512,317	(569) 1,619,023	(569) 1,682,577	(529) <u>1,781,961</u>	5.9
不良債務			(84) 71,651	(96) 74,736	(95) 74,222	(100) 76,141	(98) <u>83,435</u>	9.6
減価償却額			257,975	262,787	274,103	273,751	277,705	1.4
償却前収支			195,303	136,420	172,818	147,680	130,082	△11.9
総事業数			762	764	754	728	674	△7.4
うち建設中			8	3	2	-	-	-
総病院数			1,006	1,007	1,003	1,000	982	△1.8
うち建設中			14	7	3	1	-	皆減
総事業数(建設中を除く)に対する割合			48.4	63.5	60.8	66.2	68.7	-
病院建設中を除く)に対する割合			49.8	64.4	61.1	65.4	65.5	-
純損失を生じた事業数			48.4	62.3	59.8	64.8	66.5	-
純損失を生じた病院数			49.9	63.5	60.7	63.6	63.7	-

(注) ()内は事業数、[]内は病院数である。

自治体病院と私的病院との経営状況比較

区 分	自治体病院	私 的 病 院
医業収入(100床当たり) A (千円)	134,438	134,917
入院収益	88,508	89,649
室料差額収益	1,352	3,174
外来診療収益	42,830	37,616
その他の医業収益	1,748	4,478
入院収益/A %	65.8%	66.4%
室料差額収益/A %	1.0%	2.4%
外来診療収益/A %	31.9%	27.9%
その他の医業収益/A %	1.3%	3.3%
医業費用(100床当たり) (千円)	151,028	132,643
給与費	78,318	67,933
材料費	38,802	32,222
委託費	11,994	9,299
減価償却費	10,302	6,300
その他の経費	11,612	16,889
給与費/A %	58.3%	50.4%
材料費/A %	28.9%	23.9%
委託費/A %	8.9%	6.9%
減価償却費/A %	7.7%	4.7%
その他の経費/A %	8.6%	12.5%

(平成17年6月現在調査)

- ※1 病院経営実態調査報告(社団法人 全国自治体病院協議会)より
 ※2 「自治体病院」は都道府県・指定都市・市町村・組合が開設者となっている病院である。
 ※3 「私的病院」は公益法人・社会福祉法人・医療法人・個人病院等である。
 ※4 結核・精神病院を除いた一般病院の数値である。

地方公共団体の財政の健全化に関する法律の概要

平成19年6月

I 健全化判断比率の公表等

○地方公共団体（都道府県、市町村及び特別区）は、毎年度、以下の健全化判断比率を監査委員の審査に付した上で、議会に報告し、公表しなければならないこととする。

- ①実質赤字比率
- ②連結実質赤字比率（全会計の実質赤字等の標準財政規模に対する比率）
- ③実質公債費比率
- ④将来負担比率（公営企業、出資法人等を含めた普通会計の実質的負債の標準財政規模に対する比率）

II 財政の早期健全化

1 財政健全化計画

○健全化判断比率のうちのいずれかが早期健全化基準以上の場合には、財政健全化計画を定めなければならないこととする。

2 財政健全化計画の策定手続等

○財政健全化計画は、議会の議決を経て定め、速やかに公表するとともに、総務大臣・都道府県知事への報告、全国的な状況の公表等の規定を設ける。また、毎年度、その実施状況を議会に報告し、公表する。

3 国等の勧告等

○財政健全化計画の実施状況を踏まえ、財政の早期健全化が著しく困難であると認められるときは、総務大臣又は都道府県知事は、必要な勧告をすることができることとする。

III 財政の再生

1 財政再生計画

○再生判断比率（I①～③）のいずれかが財政再生基準以上の場合には、財政再生計画を定めなければならないこととする。

2 財政再生計画の策定手続、国の同意等

- 財政再生計画は、議会の議決を経て定め、速やかに公表する。
- 財政再生計画は、総務大臣に協議し、その同意を求めることができる。

○財政再生計画を定めている地方公共団体（財政再生団体）は、毎年度、その実施状況を議会に報告し、公表する。

3 地方債の起債の制限

○再生判断比率のうちのいずれかが財政再生基準以上である地方公共団体は、財政再生計画に総務大臣の同意を得ている場合でなければ、災害復旧事業等を除き、地方債の起債ができないこととする。

4 地方財政法第5条（地方債の制限）の特例

○財政再生計画に同意を得た財政再生団体は、収支不足額を振り替えるため、地方財政法第5条の規定にかかわらず、総務大臣の許可を受けて、償還年限が財政再生計画の計画期間内である地方債（再生振替特例債）を起こすことができる。

5 国の勧告、配慮等

○財政再生団体の財政の運営が計画に適合しないと認められる場合等においては、総務大臣は、予算の変更等必要な措置を勧告できることとする。

○再生振替特例債の資金に対する配慮等、財政再生計画の円滑な実施について国及び他の地方公共団体は適切な配慮を行う。

IV 公営企業の経営の健全化

○公営企業を経営する地方公共団体は、毎年度、公営企業ごとに資金不足比率を監査委員の審査に付した上で議会に報告し、公表する。これが経営健全化基準以上となった場合には、経営健全化計画を定めなければならないこととし、Ⅱ2、3及びⅤ1と同様の仕組みを設ける。

V その他

1 外部監査

○地方公共団体の長は、健全化判断比率のうちのいずれかが早期健全化基準以上となった場合等には、個別外部監査契約に基づく監査を求めなければならないこととする。

2 施行期日等

○健全化判断比率の公表は、公布後1年以内から、他の義務付け規定については、地方公共団体の予算編成機会の付与等の観点から、平成20年度決算に基づく措置から適用する。

○国等に対する寄附を当分の間原則禁止することとしている現行再建法の規定を引き続き設ける。

経済財政改革の基本方針2007 について(抄)

平成19年6月19日
閣議決定

第3章 21世紀型行財政システムの構築

1. 歳出・歳入一体改革の実現

(2) 社会保障改革

③ 公立病院改革

総務省は、平成19年内に各自治体に対しガイドラインを示し、経営指標に関する数値目標を設定した改革プランを策定するよう促す。

○ 総人件費改革基本指針

平成17年11月14日
経済財政諮問会議

公務員の総人件費について、定員の大幅な純減と給与制度改革の強力な推進により、大胆に削減する。その際、政府の規模の大胆な縮減に向けて、国家公務員(94.8万人、郵政公社職員を含む。)の総人件費について、対GDP比でみて今後10年間で概ね半減させるといったような長期的な目安も念頭におきながら改革を進めるとともに、地方公務員についてもこれを踏まえた削減努力を要請し、官のリストラ努力について国民の理解を得られるよう、あらゆる手段を駆使して改革を断行する。

また、特殊法人、独立行政法人など他の公的部門についても、同様の考え方の下、総人件費の削減に取り組む。

この基本的考え方に立ち、今後5年間にわたり、以下の取組みを強力に進めることとする。

1. 公務員の定員の純減目標

—(略)—

(2) 地方公務員の純減目標

「基本方針2005」で要請した4.6%以上の純減確保に向けた各地方団体の真摯な取組及び国による定員関係の基準の見直しにより、一層の純減の上積みが確保されるよう取組む。

① 国基準関連分野

—(略)—

② 地方分野

上記①以外の地方が主体的に定数を定める分野の職員(107.5万人)については、これまでの実績(5年間で5.4%)を上回る純減が確保されるよう、地方の努力を要請するとともに、国は、地方の定員増をもたらす新たな施策は原則として行わないこととし、真にやむを得ない場合は他の施策の見直しにより全体として増員とならないようにする。

③ 上記②の努力の一環として、公立大学の大学法人化、公営企業等の地方独立行政法人化(非公務員型)、民営化等を進める。

○ 簡素で効率的な政府を実現するための行政改革の推進に関する法律

平成18年6月2日公布・施行
法律第47号

第55条（地方公務員の職員数の純減）

5 地方公共団体は、公立の大学及び地方公営企業について、組織形態の在り方を見直し、公立大学法人（地方独立行政法人法（平成15年法律第118号）第68条第1項に規定する公立大学法人をいう。以下この項において同じ。）又は一般地方独立行政法人（同法第55条に規定する一般地方独立行政法人をいい、公立大学法人を除く。）その他の法人への移行を推進するものとする。